

平成 27 年度税制改正要望の結果について

平成 27 年 1 月 14 日、政府与党は、[平成 27 年度税制改正大綱](#)を閣議決定した。施行は次期国会での改正法案成立後となる。

平成 27 年度税制改正大綱における法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変え、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することにより、企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくとの考えに立っている。

この「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減するという考え方は、[我が国における IT 関連投資は、業務効率化によるコスト削減を目的としたものが多く、収益を獲得するための投資が不十分であるとの認識に立つ JISA の要望](#)と同じ方向性にあるといえ、歓迎すべきである。

以下では、JISA の税制改正要望活動に関連する個別項目の結果について報告する。

1. 法人実効税率の引き下げ

法人実効税率の引き下げについては、平成 27 年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指すこととされた。法人税については、平成 29 年度にかけて段階的に課税ベースの拡大を図りつつ財源を確保しながら進めるものの、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させることとし、平成 27 年度から、現行の 25.5% から 23.9% に引き下げるとしている。

なお、昨年の[JISA の要望によりソフトウェアも設備投資資産として対象に含められて創設された生産性向上設備投資促進税制](#)（平成 28 年度末期限）については、経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討を行うこととされた。

2. 研究開発税制の強化・重点化

研究開発税制については、控除税額の上限を当期の法人税額(所得税も同様)の 30%（原則 20%）に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たな措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の 30% とすることとされた。詳しくは[経済産業省の税制改正資料\(15-16 頁\)](#)を参照のこと。

3. データセンター地方分散化促進税制の縮減

JISA が東日本大震災以降に要望してきたデータセンターのバックアップに係る政策措置に関しては、平成 25 年度税制改正において、[データセンター地方分散化促進税制として実現](#)していたが、本税制(特定信頼性向上設備等の特別償却制度における特定信頼性向上設備に係る措置)については、対象地域から除外される地域を首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域(現行 東京圏)とし、特別償却率を 10% (現行 15%) に引き下げた上、その適用期限を 1 年 2 ケ月延長するとされた。

4. その他

上記のほか、JISA の税制以外の政策要望についても、納税環境の整備の観点から 2 点示されたので紹介する。

(1) マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

JISA では社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関する意見を政府に提出すると共に、当該制度の実務対応に関する情報提供を行ってきた。

このマイナンバー制度については、マイナンバー(個人番号及び法人番号)が付された預貯金情報を税務調査において効率的に利用できるようにする観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけるとされた。

国税については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に併せて国税通則法を改正するとしている。地方税についても、番号利用法の改正に併せて地方税法を改正するとしている。

また、番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなるとしている。

なお、上記の改正は、国税及び地方税共に、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用とされた。

(2) 税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

JISA ではこれまで取引の電子化に関しても要望してきたところであるが、今般の改正により、納税者の国税関係書類の保存に係るコスト削減等を図る観点から、スキャナ保存制度の要件については、国税及び地方税共に、次のとおり緩和することとされた。

①対象書類の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行：3万円未満）を廃止する。

この際、重要書類（契約書・領収書等をいう。以下同じ。）については、適正な事務処理の実施を担保する規程の整備と、これに基づき事務処理を実施していること（適正事務処理要件を満たしていること）をスキャナ保存に係る承認の要件とする。

（注）上記の「適正事務処理要件」とは、内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることをいう。

②業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し

重要書類について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件を廃止する。

③電子署名要件の見直し

スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプを付すこととするとともに、入力者等に関する情報の保存を要件とする。

④大きさ情報・カラー保存要件の見直し

重要書類以外の書類について、スキャナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、グレースケール（いわゆる「白黒」）での保存でも要件を満たすこととする。

（注）上記(2)の改正は、平成 27 年 9 月 30 日以後に行う承認申請について適用する。

（田中）